

別表1 システム機能要件一覧（10 システム構築関係）

- ① 回答欄は1 ○ 2 稼働までに対応可能 3 将来的に対応可能 4 対応不可 で数字で回答すること。  
 ② 回答が3の場合は見込み時期を、4の場合は代替手段等を備考欄に記載すること。

| 機能       |                                                                                                               | 必須区分 | 回答 | 備考 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
| 1 職員向け機能 |                                                                                                               |      |    |    |
| 1 管理者機能  |                                                                                                               |      |    |    |
| (1)      | システム全般の管理や避難所や地域の情報、ハザード等を登録するといった管理業務機能。初期設定の際に入力の手順がわかりやすく構成されていること。また、システム管理者権限を保有している職員で、マスタメンテナンスができること。 | ○    |    |    |
| (2)      | ＩＤ・パスワードによる職員認証が可能であり、ＩＤには氏名等の情報を登録、変更、削除ができること。また、パスワードリセットを即時で行えること。                                        | ○    |    |    |
| (3)      | 複数職員から同一データに更新要求があった場合も、データの整合性が保たれること。                                                                       | ○    |    |    |
| (4)      | LGWAN接続系の職員端末から直接利用可能であること。                                                                                   | ○    |    |    |
| (5)      | データごとに入力、登録したアカウントおよび登録者、登録時間が確認できること。同一データに連続して複数の更新があった場合に、管理者権限で反映データを選択できること。                             | ○    |    |    |
| (6)      | 市で管理している各種コードにより手作業でデータの修正が可能であること。住所と居所が異なる場合に、いずれでも管理可能であること。                                               | ○    |    |    |
| (7)      | マウス・キーボード・タッチスクリーンで正常に操作が可能であり、それぞれの併用が可能であること。                                                               | ○    |    |    |
| 2 システム設定 |                                                                                                               |      |    |    |
| (1)      | 保守対応によってシステムが使用する元号を設定でき、元号の変更に対応できること。                                                                       | ○    |    |    |
| (2)      | 西暦・和暦どちらでも入力可能であり、入力後に和暦で表示されること。                                                                             | ○    |    |    |
| (3)      | 年齢は自動計算で表示されること。                                                                                              | ○    |    |    |
| (4)      | 仕様書4に示した法令等の改正により必要となる変更が保守により対応できること。                                                                        | ○    |    |    |
| (5)      | 基幹系の各システムと情報連携する際、住基情報により除票となった要支援者や介護保険システムの実績情報により入所系施設の利用が直近のデータにある場合に該当者の一覧と事由の一覧が作成できること。                |      |    |    |
| 3 登録機能   |                                                                                                               |      |    |    |
| (1)      | 避難地、一次避難所、指定避難所、福祉避難所等、必要な避難先の登録が容易にできること。                                                                    | ○    |    |    |
| (2)      | 保守対応によりハザードマップの登録ができ、見直しがあった際に速やかに対応できること。                                                                    | ○    |    |    |
| (3)      | ハザードマップの見直しがあった際、ハザード情報に変化があった要支援者が抽出できること。                                                                   | ○    |    |    |
| (4)      | 自主防災会長の変更、民生委員の改選、福祉事業所の変更、廃止等の際に容易に登録情報の変更を行うことができるとともに、紐づけされた要支援者一覧を抽出、修正が可能であること。                          | ○    |    |    |
| (5)      | 平時に利用している介護保険サービス、障害福祉サービス、在宅福祉サービス等の項目の登録・修正・削除が可能であること。                                                     |      |    |    |
| (6)      | 必要な医療行為や医療機関の項目の登録・修正・削除が可能であること。                                                                             |      |    |    |
| 4 検索機能   |                                                                                                               |      |    |    |
| (1)      | 要支援者名、行政区、要支援者区分、進捗状況、担当民生委員、ハザードごとに要支援者一覧の抽出、個別避難計画の検索が可能であること。                                              | ○    |    |    |

|            |     |                                                                                                                       |   |  |  |
|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|--|
|            | (2) | 要支援者区分は御殿場市災害時要配慮者避難支援計画第2章1(2)名簿の対象者の項目ごとの他に、要介護度、障害等級ごとの抽出が可能であること。                                                 | ○ |  |  |
|            | (3) | 複数の条件を設定しても抽出や検索が可能であること。                                                                                             | ○ |  |  |
|            | (4) | 要支援者名等、氏名を条件に検索する場合には、氏のみ、名のみ、それぞれの一部のみでも検索が可能であり、漢字とかなのいずれでも検索が可能であること。                                              | ○ |  |  |
|            | (5) | 要支援者の生年月日からの検索が可能であり、生年月日の期間または年齢を指定して検索することで年齢層別の抽出や検索が可能であること。                                                      | ○ |  |  |
|            | (6) | 時点を指定し、追加された要支援者、個別避難計画あるいは対象外となった要支援者、個別避難計画を検索し行政区ごと一覧表示し印刷することができること。                                              | ○ |  |  |
| 5 帳票ダウンロード |     |                                                                                                                       |   |  |  |
|            | (1) | 避難行動要支援者名簿は御殿場市の行政基本台帳に登録された行政区コードごとのシートで作成し出力できること。                                                                  | ○ |  |  |
|            | (2) | 個別避難計画を出力する際に、サインの記入を求めるために空欄である必要がある場合と、確認後に関係者で共有するために確認済みである事を示す場合があるため、本人の内容確認サインの項目の表示・非表示を切り替え可能であること。          | ○ |  |  |
|            | (3) | 行政区コードごとにハザードマップと重ね合わせた地図に同意者と不同意者を色分けし、分布状況が一目でわかる地図が出力できること。                                                        | ○ |  |  |
|            | (4) | 要配慮者に対する要支援者調査を実施するための通知、調査帳票を印刷し、宛名印刷ができること。                                                                         |   |  |  |
|            | (5) | 上記(4)のうち高齢者世帯に関しては、高齢者連絡票調査と連携し、一覧や帳票に対応できること。また、連絡票調査項目を入力することにより、要支援者名簿や個別避難計画の同一情報に反映できること。                        |   |  |  |
| 6 安否確認機能   |     |                                                                                                                       |   |  |  |
|            | (1) | 要支援者を1人から選択し、発信する関係者を選択して安否確認の依頼を配信できること。                                                                             |   |  |  |
|            | (2) | 安否確認の配信を行った場合には、受信した支援者の既読確認ができること。                                                                                   | ○ |  |  |
|            | (3) | 安否確認の配信後、一定時間を経過してもどの支援者からも何の対応状況の登録や入力もない場合に、配信者に警告通知をする機能があること。                                                     | ○ |  |  |
|            | (4) | 安否確認の配信がされていることが要支援者本人にもわかるような機能を有し、自身でフリーテキストの入力やステータス変更により発信する機能があること。                                              | ○ |  |  |
| 7 データ管理機能  |     |                                                                                                                       |   |  |  |
|            | (1) | 一度要支援者名簿に掲載され、あるいは個別避難計画の作成がされた要支援者が、その後対象外となった場合にも履歴情報を管理し、その後再度個別避難計画の作成が必要となった場合には前回データを参照することが可能であること。            | ○ |  |  |
|            | (2) | 上記(1)で参照した前回データは反映させるか否かを選択したうえで、必要に応じて参照登録できること。                                                                     | ○ |  |  |
|            | (3) | 要支援者が市内転居し別の行政区に移転した場合に、該当者が一覧でカラー表示等により分かるようにし、移転前のデータを選択して参照登録することができること。                                           | ○ |  |  |
|            | (4) | 要配慮者と要支援者の区別及び要支援者名簿の外部提供、個別避難計画の作成、作成した個別避難計画の外部提供の同意不同意についてチェックボックスへの入力等の操作で切り替え可能であること。また、csv等により一括での登録変更が可能であること。 | ○ |  |  |
| 2 一般市民向け機能 |     |                                                                                                                       |   |  |  |
| 1 操作性      |     |                                                                                                                       |   |  |  |

|  |         |                                                                                                                   |   |  |  |
|--|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|--|
|  | (1)     | 液晶ディスプレイ上でのタッチスクリーン操作がすべての操作段階で可能であること。                                                                           | ○ |  |  |
|  | (2)     | マウス操作、画面スクロール機能が有効であること。キーボード入力が可能であること。                                                                          | ○ |  |  |
|  | (3)     | パソコンあるいはモバイル端末いずれにおいても最小限の操作で必要な入力や機能の活用ができること。                                                                   | ○ |  |  |
|  | (4)     | 高齢の利用者も多く、システムに不慣れなものでもストレスなく習得し、画面上で自分が求める次の操作手順が容易に理解できる仕様であること。                                                | ○ |  |  |
|  | (5)     | 登録等の作業中に操作手順が不明になった場合、初期画面等に戻ることもなく、それまでの入力画面を維持し内容が損なわれない状態で説明書の画面を参照できること。手順が不明になった段階ごとの画面から該当説明部分に遷移可能であること。   | ○ |  |  |
|  | (6)     | 情報保護の観点から、一定時間、開いた画面への操作がなかった場合、自動的にログアウトすること。                                                                    | ○ |  |  |
|  | (7)     | ログインIDやパスワードを忘れた場合に、あらかじめ登録された電話番号にSMSを活用する等、セキュリティに十分配慮した方法で確認、再発行がされること。                                        | ○ |  |  |
|  | 2 データ共有 |                                                                                                                   |   |  |  |
|  | (1)     | 同一のデータに複数の更新要求があった場合に整合性がとれること。                                                                                   | ○ |  |  |
|  | (2)     | 支援者が個別避難計画の入力や更新を行った場合、該当する要支援者及び要支援者が指定する家族等の支援者に通知され、その確認を受けなければ公開データにならないこと。                                   | ○ |  |  |
|  | (3)     | 入力された情報の全体への公開を要支援者が望まない場合に、内容の承認とは別にその内容に対する非公開の選択ができること。                                                        | ○ |  |  |
|  | (4)     | 避難所の開設状況や道路の通行状況等、避難行動に必要な情報が適時共有できること。                                                                           |   |  |  |
|  | (5)     | 発災後にライフラインの復旧状況や物資の配布情報など、必要な情報が共有できること。                                                                          |   |  |  |
|  | (6)     | 安否情報や避難先の情報が共有されるとともに、自宅避難等の発災後の支援や見守りが受けにくい要支援者が物資の不足状況などを発信し、必要とされる支援ができること。                                    |   |  |  |
|  | (7)     | 支援者が個別避難計画の避難支援等実施者に記載する場合、計画に記載された個人情報が共有されることに同意するチェック欄を設けること。チェックを入れない場合にも更新、登録は可能だが、登録した本人及び要支援者以外には共有されないこと。 | ○ |  |  |